

伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書(案)
説明資料

I 要求水準書の規定内容

要求水準書については、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下、「組合」という。）が発注する新ごみ処理施設（以下、「本件施設」）整備・運営事業（以下、「本事業」という。）の設計・建設業務および運営・維持管理業務の内容・仕様等を規定しています。

本事業はDBO方式により事業を実施しますが、同方式における業務は、大きく「設計・建設業務」と「運営・維持管理業務」の2つがあり、それぞれについて、要求水準書を分冊で作成しています。また、これら2つの業務に関する添付資料を「添付資料編」として整理しており、合計で大きく3編に分けています。

II 要求水準書の構成

1 設計・建設業務編

設計・建設業務編については、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説）エネルギー回収推進施設編 ごみ焼却施設（第2版）」（以下「標準発注仕様書」という。）に基づいて、以下の3章構成で規定しています。基本的な条件等を第1章の総則で規定しています。第2章では機械設備工事の仕様を、第3章では土木建築工事の仕様をそれぞれ規定しています。

【要求水準書（設計・建設業務編） 目次】

- ・第1章 総則
- ・第2章 機械設備工事仕様
- ・第3章 土木建築工事仕様

2 運営・維持管理業務編

運営・維持管理業務編については、以下の8章構成で規定しています。基本的な条件等を第1章の総則で、適正処理等に必要となる運営体制を第2章で、第3章以降では処理対象物の適正処理に必要となる具体的な業務等の仕様を規定しています。

【要求水準書（運営・維持管理業務編） 目次】

- ・第1章 総則
- ・第2章 運営体制
- ・第3章 運転管理業務
- ・第4章 維持管理業務
- ・第5章 測定管理業務
- ・第6章 防災等管理業務
- ・第7章 関連業務
- ・第8章 情報管理業務

Ⅲ 要求水準書（設計・建設業務編）の概要

以下、要求水準書（設計・建設業務編）の章立て、節、項目毎に主要な部分を抜粋しています。このうち、標準仕様書と比較して本事業で独自に規定している部分や本書の構成等を説明するうえで必要な部分を黄色ハイライトにて示しています。

詳細については、要求水準書（設計・建設業務編）をご確認ください。

第1章 総則

第1節 一般概要

新ごみ処理施設の整備・運営に関する方針として、下記の方針を掲げている。

【新ごみ処理施設整備・運営事業における基本方針】

- 1) 長期的に安心、安全で安定稼働する施設
- 2) 環境保全に限りなく配慮する施設
- 3) 住民に開かれ、地域に貢献する施設
- 4) 経済性に優れる施設

第2節 設計・建設業務の基本的事項

1 事業名

伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 工事名

(仮称) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事

3 施設規模

83 t / 24 h (41.5 t / 24 h × 2 炉)

4 事業実施場所

伊豆市佐野字川久保地内

5 敷地

要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料」で範囲を示している。

約 1.9ha

6 基本方針

ア 全体計画

- (ア) 地球環境、地域環境との調和をはかり、環境に配慮した施設の整備を目指すこと。
- (イ) 環境学習、啓発の中核的存在として機能を発揮できる施設とすること。
- (ウ) 施設の長寿命化を図るため、建物構造の耐久性を確保し、将来の設備交換に充分配慮すること。
- (エ) 合理的な配置動線計画とし、見学者、地域住民、従業者等の動線の安全性が確保する。

- (ハ) 搬入出車両、その他の車両動線を合理的に計画し、搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。
- (カ) 発生する熱エネルギーは、発電設備等による余熱利用等に用いること。
- (キ) 本件施設は、約 30 年間の使用を前提として設計・建設業務を行うこと。
- (ク) 生活環境影響調査書を遵守すること。

イ 工事計画

- (ア) 労務災害や周辺への 2 次災害が発生しないように努める。
- (イ) 周辺住民の生活環境及び安全に十分配慮する。
- (ウ) 工事関係車両、廃棄物関係車両、一般車両等の円滑な交通に配慮すること。
- (エ) 災害対策に万全を期し、周辺住民への公害防止にも十分配慮すること。

7 業務実施区域

要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料」で範囲を示した事業実施区域。

8 設計・建設業務範囲

設計・建設業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本件施設に関わる設計
- (2) 本件施設に関わる建設工事
 - ア 機械設備工事（第 2 章 機械設備工事仕様参照）
 - イ 土木建築工事（第 3 章 土木建築工事仕様参照）

9 立地条件

用地条件として、地形・土質等の条件（要求水準書添付資料-2「地形・地質等」参照）、気象条件（平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日の 1 年間における地上気象の状況）を示している。

都市計画事項については、以下に示すとおりである。

ア 都市計画区域	都市計画区域外（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号指定区域）
イ 用途地域	指定なし
ウ 防火地域	指定なし
エ 高度地区	指定なし
オ 建ぺい率	60%以下
カ 容積率	200%以下
キ 砂防指定地	指定なし
ク 土砂災害特別警戒区域	指定あり

10 敷地周辺設備

- (1) 電力
 - 受電電圧は高圧受電 6.6kV、1 回線とする。
- (2) 用水
 - プラント用水は、上水及びプラント排水処理水を組み合わせて利用する。生活用水は上水を利用する。
- (3) 排水
 - プラント用水は、無放流方式（クローズドシステム）とする。生活用水は合併浄化槽によ

り放流可能な水質にした上で、河川へ放流する。

(4) 雨水

雨水は雨水排水路に接続し、河川放流する。

(5) ガス

LPG とする（都市ガス供給区域外）。

(6) 電話

公道部より必要回線を引き込む。

(7) インターネットの接続

組合用のインターネット光回線設備を新たに敷設する。

1.1 工期

設計・建設業務期間 事業契約締結日の翌日から平成 34 年 3 月

第 3 節 計画主要目

1 処理能力

83t/24h (41.5t/24h×2 炉) の処理能力を有することを規定。

2 計画ごみ質

本件施設の計画ごみ質を規定。要求水準書添付資料-5「ごみ質測定結果」に示す。

3 ごみの搬入出

搬入出車輛の種類及び車両台数実績を要求水準書添付資料-6「搬入車両仕様」及び要求水準書添付資料-7「搬入車両台数実績値（平成 27 年）」に示す。

4 主要設備方式

(1) 炉数（系列）

2 炉構成とする。ごみ投入ホッパから煙突まで 1 炉 1 系列で構成すること。

(2) 炉形式

全連続運転焼却式（ストーカ）とすること。

(3) 燃焼ガス冷却方式

廃熱ボイラ方式とすること。

(4) 稼働時間

1 日 24 時間稼働とすること。

(5) 運転方式

本件施設は原則として 1 炉 1 系列とし、各炉それぞれが 90 日以上連続運転が行えるよう計画すること。

(6) 設備方式

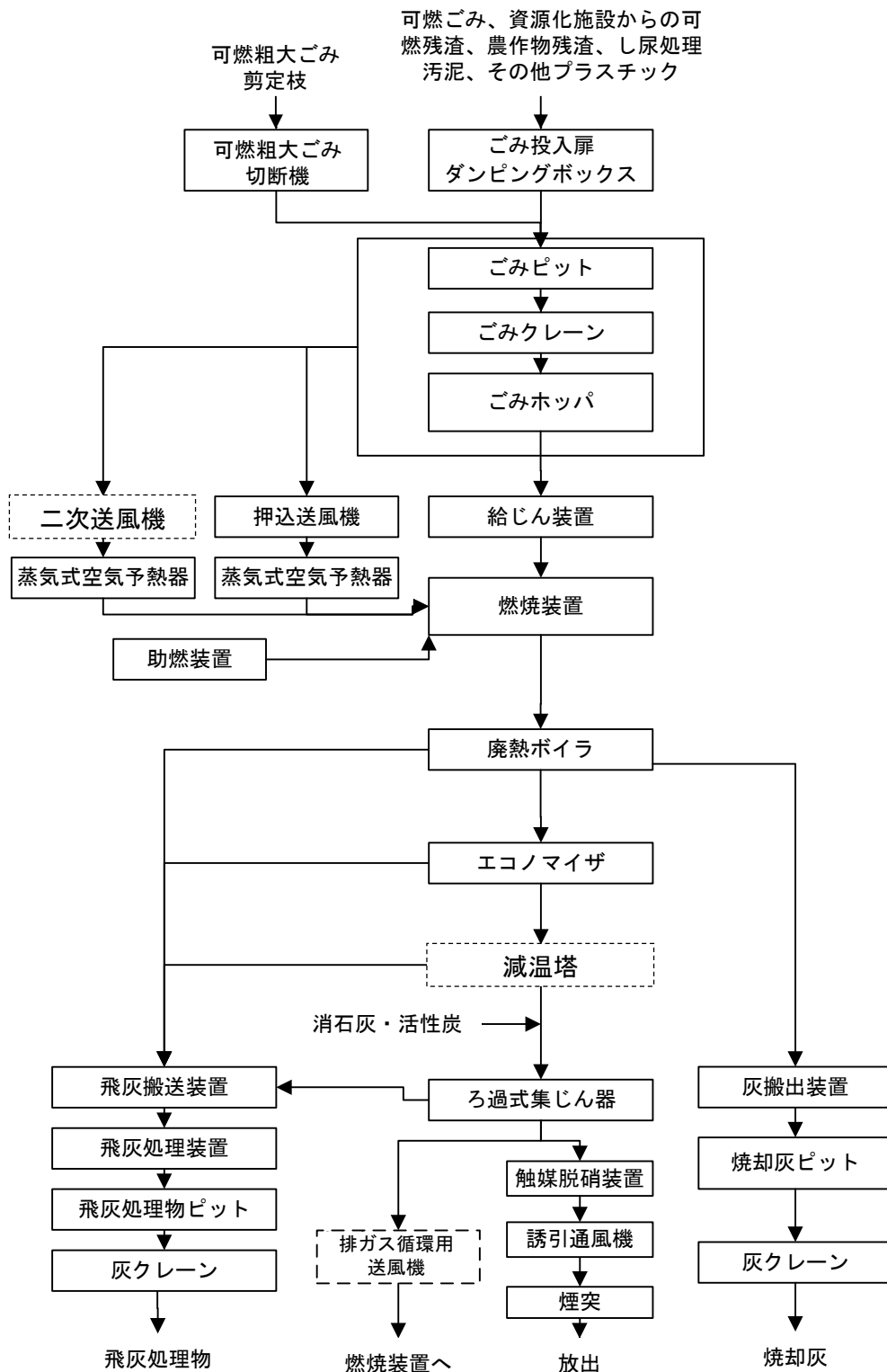
表 1.7 本件施設の主要設備方式

設備名	仕様概要
受入供給設備	ピット&クレーン方式 し尿汚泥・し渣受入装置（必要に応じて）
燃焼設備	ストーカ式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式

設備名	仕様概要	
排ガス処理設備	ばいじん	ろ過式集じん器、
	塩化水素・硫黄酸化物	乾式 HCl・SO _x 除去装置
	窒素酸化物	触媒脱硝装置
	ダイオキシン類	ろ過式集じん器+触媒脱硝装置、活性炭吹込み装置（必要に応じて）
余熱利用設備	蒸気タービン発電など	
通風設備	平衡通風方式	
灰出し設備	(ア) 主灰処理 なし (イ) 飛灰処理 薬剤処理 貯留搬出 焼却主灰 ピット&クレーン方式 飛灰処理物 バンカ方式またはピット&クレーン方式	
給水設備	プラント用水	上水
	生活用水	上水
排水処理設備	プラント系排水	排水処理後に場内再利用
	生活系排水	合併浄化槽で処理後河川へ放流
	ごみ汚水	ろ過後炉内噴霧又はごみピット返送
電気設備	高圧1回線受電	
計装設備	分散型自動制御システム	

処理フローシート（参考）

新ごみ処理施設の処理フローシート（参考）は以下に示すとおりである。



[---] については、必要に応じて設置する設備を示す。

図1 新ごみ処理施設の処理フロー（参考）

5 余熱利用計画

発生する熱エネルギーを利用して、高効率発電を行い、発電効率15.5%を達成するとともに、事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努めること。

- (1) 発電
蒸気タービンによる高効率発電を行う。
- (2) 場内余熱利用
事業実施区域への余熱供給を行う。

6 焼却条件

- (1) 燃焼室出口温度
850℃以上とする。
- (2) 燃焼室出口温度でのガス滞留時間
2 秒以上とする。
- (3) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度
30ppm 以下 (O₂12%換算値の 4 時間平均値) とする。
- (4) 安定燃焼
100ppm を超える一酸化炭素濃度瞬時値のピークを極力発生させない。
- (5) 焼却主灰の熱灼減量
5%以下とする。

7 処理生成物の基準

表 1.8 処理生成物の基準

項目	対象		焼却主灰	飛灰処理物
	熱 灼 減 量	%		
	ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	5 以下	3 以下
重金属の 溶出基準	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出
	水銀又はその化合物		0.005以下	0.005 以下
	カドミウム又はその化合物		0.09以下	0.09 以下
	鉛及びその化合物		0.3以下	0.3 以下
	砒素又はその化合物		0.3以下	0.3 以下
	六価クロム化合物		1.5以下	1.5 以下
	セレン又はその化合物		0.3以下	0.3 以下
	1,4-ジオキサン		0.5以下	0.5 以下

8 生活環境影響調査の遵守

本組合が作成した生活環境影響調査に基づき本事業を行うこと。また、建設事業者が実施する事後評価により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

9 生活環境影響調査事後調査の実施、報告

工事時の事後調査は、工事期間中における適切な時期に実施する。工事時における事後調査の項目は生活環境影響調査に準ずるものとする。

第4節 環境保全に関わる計画主要目

1 公害防止基準

(1) 排ガス

本件施設から発生する排ガスについては、表 1.9 に示す基準値を遵守すること。

表 1.9 排ガス基準

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.01 g/m ³ N 以下
塩 化 水 素	50 ppm 以下
硫 黄 酸 化 物	50 ppm 以下
窒 素 酸 化 物	100 ppm 以下
ダ イ オ キ シ ン 類	0.05 ng-TEQ/m ³ N 以下
水 銀	30 μg/m ³ N 以下
一 酸 化 炭 素	30 ppm 以下

(2) 排水

(3) 騒音

(4) 振動

(5) 悪臭

2 環境保全

各機器や設備において、粉じん対策、騒音対策、振動対策、悪臭対策、排水対策を講じることを規定している。

運営・維持管理区域に対する緑化計画を行うことを規定している。

3 安全衛生管理

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）に留意し、作業環境保全対策、安全対策及び災害対策を講じることを規定している。

第5節 設計・建設条件

1 設計

(1) 基本設計

建設事業者は、事業スケジュールに遅滞のないよう、基本設計に着手する。建設事業者は、本要求水準書に基づき組合の指定する期日までに基本設計図書を提出すること。基本設計図書は事業提案書をもとに、基礎審査指摘事項、非価格要素加点審査指摘事項、契約交渉、組合との協議を反映した内容で作成すること。

(2) 基本設計図書の提出

基本設計完了後、次の図書類（以下「基本設計図書」という。）を提出し、組合の承諾を得ること。（具体的図書は本体参照）

(3) 実施設計

ア 実施設計の実施

建設事業者は、基本設計について組合の承諾を受けた上で実施設計に着手すること。実施設計にあたっては、本要求水準書及び事業提案書、基本設計図書との比較表を作成し、これらの図書との整合を図ること。

イ 実施設計にあたって参考とする図書

各種法規及び標準仕様書等の図書（最新版）に準拠して設計すること。

(4) 実施設計図書の提出

実施設計完了後、実施設計図書を提出し、組合の承諾を得ること。

(5) 実施設計の変更

ア 建設事業者が提出した事業提案書及び基本設計図書の内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、組合の指示により変更する場合はこの限りではない。

イ 実施設計期間中、本件施設の性能と機能を満足することが出来ない箇所が発見された場合、事業提案書及び基本設計図書に対する改善変更を建設事業者の負担において行うこと。

ウ 事業提案書及び基本設計図書に対して部分的な変更を必要とする場合には、性能と機能及び本件施設の運営上の内容が同等以上の場合において、組合の指示または承諾を得て変更することができる。

エ 実施設計完了後に、本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、建設事業者の負担において実施設計図書に対する改善変更を行うこと。

(6) 本要求水準書の記載事項

本要求水準書で記載された事項を上回って設計・建設することを妨げるものではない。未記載事項であっても、当然必要と思われるものについては、全て建設事業者の責任において補足・完備させなければならない。

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。建設事業者は「(参考)」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。

ア []書きで仕様が示されているもの

組合が標準仕様として考えるものである。

イ []書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

ウ []書きが無く、仕様が示されているもの

組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。

(7) 疑義の解釈

疑義、誤記等があった場合は、組合と協議し、その指示に従うこと。

(8) 内訳書の作成

部分払及び工事変更設計、交付金申請等のため、契約金額内訳書を作成し提出すること。

2 建設工事

(1) 設計図書

本事業は、図書（実施設計図書、本要求水準書、事業提案書、工事共通仕様書等）に基づき建設工事を実施すること。

(2) 建設工事基本条件

建設工事に際して、安全管理、現場管理、復旧の方法、設計変更にあたって遵守すべき事項を規定している。

(3) 施工承諾申請図書

工事に際しては、事前に施工承諾申請図書により、組合の承諾を得てから着工すること。

(4) 施工管理

日報及び月報の提出すること、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任すること、構造設計担当者の常駐を規定している。

(5) 工事条件

工事に関し一般的な条件に加え、次の条件を規定する。

- ・ 負担金

本件施設に関する電力、上水道及び電話等の取合点から本件施設までの接続等工事に関する負担金については、建設事業者の負担とする。

- ・ 電波障害調査

周辺家屋への電波障害影響調査を実施し、本施設建設に伴い発生が予想されるテレビ電波障害について、テレビ電波障害防除対策を本工事で行うこと。

- ・ 工事説明用リーフレットの提出

一般住民用に工事概要等を記載した広報・説明用リーフレットを作成し、工事着手時期に提出すること。

第6節 材料及び機器

1 使用材料規格

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつ全て新品とする。

- (1) 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- (2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。
- (3) 国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。
- (4) 検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (5) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (6) 海外調達品について、品質管理計画書を作成し、組合の承諾を受けた後に製作にあたること。
- (7) 品質管理計画にあたって、必要となる中間工程における管理や検査については、原則として全て建設事業者が実施すること。

2 使用材質

高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものとする。また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

3 使用材料・機器の統一

- (1) 使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定し、極力メーカ統一に努め互換性を持たせること。
- (2) 事前にメーカーリストを組合に提出するものとし、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期する。
- (3) 環境に配慮した材料・機器の優先的採用を考慮すること。

第7節 試運転及び運転指導

1 試運転

- (1) プラント据付工事完了後、工期内に試運転を行う。この期間は150日程度とすること。
- (2) 試運転に伴って必要なごみ量については、組合と事前に協議し、確保すること。

2 運転指導

- (1) 本件施設に配置される運転要員に対し、あらかじめ組合の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、教育と指導を行なうこと。
- (2) 本件施設の運転指導期間は、90日以上とし、いずれも試運転期間中に設けること。
- (3) 運転指導の成果目標点は、運転要員の運転により蒸発量一定制御運転が確保でき、異常時にも速やかに対処可能となるまでとすること。
- (4) 特別目的会社（SPC）は、建設事業者と事前に十分協議し、管理運営体制を整え、運転要員に対する教育、指導を完了しておくこと。

3 試運転及び運転指導に係る費用

試運転及び運転指導に必要な費用は、建設事業者の負担とする。ただし、売電による収益については組合の収入とし、ごみの搬入と焼却主灰、飛灰処理物及び処理不適物の搬出及び処分は組合が負担する。

第8節 性能保証

1 引渡性能試験

- (1) 引渡性能試験条件
引渡性能試験における本件施設の運転は、SPCの運転要員が実施すること。機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等については建設事業者が実施すること。
- (2) 引渡性能試験方法
引渡性能試験を行うにあたって、引渡性能試験要領書を作成し、組合の承諾を得ること。引渡性能試験方法は設計・建設業務編要求水準書の表1.15に示す。
- (3) 予備性能試験
予備性能試験要領書に従って予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に組合に提出すること。

(4) 性能試験経費

予備性能試験、引渡性能試験に必要な経費及び分析試験費用はすべて建設事業者の負担とし、それ以外については、「第1章第7節3 試運転及び運転指導に係る費用」に示す負担区分に従うこと。

2 保証事項

(1) 責任施工

本件施設の要求性能は、すべて建設事業者の責任で発揮させるものとし、建設事業者は、設計図書に明示されていない事項であっても性能保証という工事契約の性質上必要なものは、建設事業者の負担で施工すること。

(2) 性能保証事項

性能保証事項と引渡し性能試験要領の基本部分は、設計・建設業務編要求水準書の表 1.15 に示す。

第9節 かし担保

本件施設に係る設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善または取り換えを行うこと。

1 かし担保

(1) 設計のかし担保

ア かし担保期間は、引渡後 10 年間とする。

(2) 施工のかし担保

かし担保期間は、引渡しを受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、そのかしが建設事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は 10 年とする。

ア プラント工事関係

引渡後 3 年間とする。

イ 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

引渡後 3 年間とする。ただし、組合と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。ただし、防水工事等については下記のとおりとし、保証書を提出する。

(ア) アスファルト防水

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 | 10 年保証 |
| ② 断熱アスファルト防水 | 10 年保証 |
| ③ 露出アスファルト防水 | 10 年保証 |
| ④ 浴室アスファルト防水 | 10 年保証 |

(イ) 塗膜防水 5 年保証

(ウ) モルタル防水 5 年保証

(エ) く体防水 10 年保証

(オ) 合成高分子ルーフィング防水 5 年保証

(カ) 仕上塗材吹き付け 5 年保証

- (キ) シーリング材
- (ク) その他各種防水

5 年保証
適宜

2 かし検査

- ・ 組合は疑義が生じた場合は、建設事業者に対し、かし検査を行わせることができる。
- ・ 建設事業者は組合と協議したうえで、かし検査を実施しその結果を組合に報告すること。
- ・ かし検査にかかる費用は、建設事業者の負担とする。
- ・ かし検査によるかしの判定は、「かし確認要領書」により行うものとする。
- ・ かし検査でかしと認められる部分については、建設事業者の責任において改善、補修すること。

3 かし確認要領書

建設事業者は、あらかじめ「かし確認要領書」を組合に提出しその承諾を受けること。

4 かし確認の基準

- (1) 運転上支障のある事態が発生した場合。
- (2) 構造上、施工上の欠陥が発見された場合。
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等を発生し、著しく機能が損なわれた場合。
- (4) 性能に著しい低下が認められた場合。
- (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合。

5 かしの改善補修

- (1) かし担保

かし担保期間中に生じたかしは、組合の指定する時期に建設事業者が無償で改善、補修すること。改善、補修にあたっては、改善、補修要領書を提出し、承諾を受けること。

- (2) かし判定に要する経費

かし担保期間中のかし判定に要する経費は、建設事業者の負担とすること。

第10節 完成図書

建設事業者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 竣工図 | 3 部 |
| (2) 竣工図縮小版 | 3 部 |
| (3) 竣工原図及び電子データ | 1 式 |
| (4) 取扱説明書 | 10 部 |
| (5) 試運転報告書 | 3 部 |
| (6) 引渡性能試験報告書 | 3 部 |
| (7) 単体機器試験成績書 | 3 部 |
| (8) 機器台帳（電子媒体含む） | 1 式 |
| (9) 機器履歴台帳（電子媒体含む） | 1 式 |
| (10) 議事録 | 1 式 |
| (11) 各工程の工事写真及び竣工写真（カラー） | 1 式 |
| (12) 説明用映像資料（工事記録映像を含む。） | 1 式 |

(13) 施設模型（1/150 程度）	1 式
(14) 上下水道、消防、建築等の所轄官庁検査合格証	1 式
(15) その他指示する図書	1 式

第 1 1 節 検査及び試験

1 立会検査及び立会試験

指定主要機器・材料の検査及び試験は、組合の立会のもとで行なうが、組合が承認した場合は建設事業者が示す試験成績書をもって替えることができる。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ組合の承諾を得た検査(試験)要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については検査及び試験を省略できる場合があるものとし、詳細については組合と協議すること。

4 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは建設事業者が行い、その経費は建設事業者の負担とする。ただし、組合の職員または組合から委託を受けた施工監理者の旅費等は除く。

第 1 2 節 引渡し

工事竣工後、本件施設を組合に引渡すこと。

工事竣工とは、「第 1 章第 2 節 8 設計・建設業務範囲」に示す設計・建設範囲の工事を全て完了し、「第 1 章第 8 節 1 引渡性能試験」に示す引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第 1 3 節 その他

1 関係法令の遵守

関係法令や関連する基準・規格などを遵守することを規定している。

2 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、建設事業者がその手続を建設事業者の経費負担により速やかに行い、組合に報告すること。

3 保険

本件施設の施工に際して、建設事業者は組立保険、第三者損害賠償保険に加入するほか、必要に応じてこれらの保険以外の保険にも加入すること。

4 予備品及び消耗品

建設事業者は、本件施設に係る備品や予備品（3 年分）及び消耗品（2 年分）を納品するものとし、事前にそのリストを作成し組合へ提出し、組合の承諾を得る。

5 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第 2 号平成 3 年 2 月 5 日）及び静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（平成 7 年告示管第 773 号）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

6 その他

要求水準書記載の機器類の中で、今後短期間に飛躍的に性能向上の可能性あるものは、各機器発注時点での最新機器を調達納入すること。

第2章 機械設備工事仕様

本章では、第1節で各設備共通仕様を規定し、第2節から第13節までは受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気設備、計装設備、雑設備の計12設備でそれぞれの機器の形式や数量等の仕様を規定している。

第1節 各設備共通仕様

(基本的に標準発注仕様書と同様の規定としている。)

1 歩廊・階段・点検床等

2 防熱、保温

3 配管

4 塗装

5 機器構成

(標準発注仕様書と同様の規定としているが、次の項目については、より良い機器構成の規定をするために項目を追加している。)

- ・ 定期補修時及び定期点検時においては、他系列は原則として常時運転できるものとし、共通する部分を含む設備の補修作業の安全が確保されるよう考慮する。
- ・ プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネに視点を持った設計とすること。
- ・ 各種設備や機器の管理、点検、清掃、整備、補修作業に必要な設備を、必要な箇所安全かつ容易に作業ができるよう設置すること。
- ・ 機器・部品等は、更新・補修時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせること。
- ・ 低騒音・低振動型の機器を採用すること。騒音の発生源周辺ではできる限り壁面の吸音処理や遮音壁など騒音の漏洩を抑制すること。
- ・ 主要な振動発生源については、独立した基礎とし、振動が地盤中に伝達する度合いを低下させること。また、主要な振動発生源には、発生する振動を吸収するために防振措置を行うこと。
- ・ コンベヤ類は飛散防止のため密閉型とすること。また、原則として全長にわたり点検歩廊を設けること。
- ・ 設備の運転制御を自動あるいは遠方から操作するものは、原則として手動で現場操作できること。
- ・ 給油箇所の多い機器や、頻繁な給油が必要な箇所及び給油作業が困難な箇所には集中給油を設けること。
- ・ 「運営・維持管理業務編」第3章 第6節 (2) を考慮した燃料、用水及び薬剤等の貯留設備を設けること。

6 火災対策

(基本的に標準発注仕様書と同様の規定としているが、項目の追加及び加筆を行っている)

- (1) 本件施設での火災に対応するため、消防の用に給する設備、消火活動上必要な設備、防

火水槽、消防用水及び自動放水装置などにより構成される消防設備を整備する。ただし、本設備については消防署の指示・協議により設備すること。

- (2) 消防設備は消防関係法令を遵守して設ける。
- (3) 危険と考えられる箇所については、建設事業者の提案とし、各設備の内容は、所轄消防署と協議の上決定する。

7 地震対策

(基本的に標準発注仕様書と同様の規定としているが、項目の追加及び加筆を行っている)

自重、積載荷重、その他の荷重、地震力及び温度応力等に対して構造耐力上安全であること。地震対策は関係法令を遵守し、かつ「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」を考慮し設計を行うこと。本施設においては、耐震安全性の分類を「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」により、構造体Ⅱ種として耐震化の重要度係数を1.25以上とし、重要機器（プラント電気・計装制御設備含む）ならびに重要水槽の耐震クラスは「建築設備耐震設計・施工指針」によるSクラスとする。

炉体等の支持架溝は自立構造とし、耐震計算は建築基準法に準拠すること。また、次の点を考慮すること。

- (1) 機器（建築梁等建築物上に直接設置する機器、装置等の接合部については建築設備の耐震基準に準拠する）、配管、ダクト類の支持架構（炉体支持鉄骨及びその他主要機器は除く）の耐震計算には「火力発電所の耐震設計規程」を遵守すること。
- (2) 感震器にて地震を感知し、大型地震が発生した際は自動的に助燃バーナやアンモニア等の薬品類の供給装置やガス化炉の燃焼装置等を停止し、機器の損傷による二次災害を防止する自動停止システムを導入すること。
- (3) 電気盤の基礎ボルトの強度については、「建築設備耐震設計・施工指針」によるSクラスとする。

8 その他

(基本的に標準発注仕様書と同様の規定としているが、次の項目を追加している)

- ・ 配管、塗装等の各項目における共通仕様書を事前に提出し、組合の承諾を受けること。
- ・ 棟内は機器や付属装置の機能に応じ、日常の運転管理に十分な明るさを確保すること。
- ・ 落雷・雷サージ等による被害を最小限にとどめるための対策を講じること。

第2節 受入供給設備

1 ごみ計量機

- (1) 形式 ロードセル式（4点支持）
- (2) 数量 [2基以上]（搬入用[1基以上]、搬出用1基）

2 プラットホーム

- (1) 形式 屋内式
- (2) 数量 1式

3 プラットホーム出入口扉

- (1) 形式 [提案による]
- (2) 数量 [提案による]基

4 ごみ投入扉及びダンピングボックス

	ごみ投入扉	ダンピングボックス
(1) 形式	観音開き式	[提案による]
(2) 数量	3門以上	1基

5 ごみピット

- (1) 形式 水密鉄筋コンクリート造
- (2) 数量 [1]基
- ・ 容量 4,430m³以上

6 ごみクレーン

- (1) 形式 天井走行クレーン
- (2) 数量 2基 (内1基予備)

7 脱臭装置

- (1) 形式 活性炭脱臭方式
- (2) 数量 1式

8 薬液噴霧装置

- (1) 形式 高圧噴霧式
- (2) 数量 1式

9 可燃粗大ごみ切断機

- (1) 形式 [提案による]
- (2) 数量 1基

第3節 燃焼設備

1 ごみ投入・ホッパシュート

- (1) 形式 鋼板溶接製
- (2) 数量 2基

2 給じん装置

- (1) 形式 [提案による]
- (2) 数量 2基

3 燃焼装置

- (1) 形式 ストーカ式
- (2) 数量 2基

4 炉駆動用油圧装置

- (1) 形式 油圧ユニット式
- (2) 数量 2ユニット

5 自動給油装置 (必要に応じて)

- (1) 形式 グリス潤滑式

6 焼却炉本体

- (1) 焼却炉

- ア 形式 鉄骨支持自立耐震型
- イ 数量 2 基
- (2) 落じんホツパシュート
 - ア 形式 鋼板溶接製
 - イ 数量 2 基分
- (3) 主灰ホツパシュート
 - ア 形式 鋼板溶接製
 - イ 数量 2 基分

7 助燃装置

- (1) 灯油貯留タンク（必要に応じて）
 - ア 形式 円筒鋼板製（地下埋設式）
 - イ 数量 1 基
 - ・ 炉の起動停止用、非常用電源設備に使用する灯油を貯蔵すること。
 - ・ 本件施設を全炉停止状態（コールド状態）から 2 炉立ち上げるために必要な灯油を貯留できる容量とすること。
- (2) 軽油貯留タンク（必要に応じて）
 - ア 形式 円筒鋼板製（地下埋設式）
 - イ 数量 1 基
 - ・ 非常用電源設備に使用する軽油を貯蔵すること。
 - ・ 本件施設を全炉停止状態（コールド状態）から 2 炉立ち上げるために必要な軽油を貯留できる容量とすること。
- (3) 助燃油移送ポンプ
 - ア 形式 ギヤポンプ
 - イ 数量 [提案による]基（内 1 基予備）
- (4) 助燃バーナ（燃焼炉用）
 - ア 形式 [提案による]
 - イ 数量 [提案による]基

第 4 節 燃焼ガス冷却設備

1 ボイラ

蒸気条件は 400℃（過熱器蒸気出口）、4.0MPa（ボイラドラム出口）を基本とする。

- (1) ボイラ本体
 - ア 形式 [提案による]
 - イ 数量 2 基
 - ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 28 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に従い、「循環型社会形成推進交付金」のエネルギー回収型廃棄物処理施設の 1/2 交付要件（発電効率 15.5%以上）を満たすこと。
- (2) ボイラ鉄骨及び保温ケーシング
 - ア 形式 自立耐震式

イ 数量 2 基

(3) エコノマイザ

ア 形式 ベアチューブ型 (管外ガス式)

イ 数量 2 基

2 スートブロワ (スートブロワまたはハンマリング装置のいずれかを選択すること。)

(1) 形式 蒸気噴射式

(2) 数量 (2 炉分)

3 ハンマリング装置 (スートブロワまたはハンマリング装置のいずれかを選択すること。)

4 ボイラ給水ポンプ

(1) 形式 [提案による]

(2) 数量 3 基 (内 1 台予備)

5 脱気器

(1) 形式 蒸気加熱スプレー

(2) 数量 [提案による]基

6 脱気器給水ポンプ

(1) 形式 [提案による]

(2) 数量 2 基 (内 1 台予備)

7 ボイラ用薬液注入装置

(1) 清缶剤注入装置

ア 数量 1 式

(2) 脱酸剤及び復水処理剤注入装置

ア 数量 1 式

(3) ボイラ水保缶剤注入装置

ア 数量 1 式

8 連続ブロー装置

(1) 連続ブロー装置

ア 形式 ブロー量手動調節式

イ 数量 2 缶分

(2) サンプリングクーラー

ア 形式 水冷却式

イ 数量 缶水用 (1 基/炉)
給水用 (1 基/炉)

(3) ブロータンク

ア 形式 円筒縦型

イ 数量 [提案による]基 (2 炉分)

9 蒸気だめ

(1) 高圧蒸気だめ

ア 形式 円筒横置型

イ 数量 [提案による]基

- (2) 低圧蒸気だめ
ア 形式 円筒横置型
イ 数量 [提案による]基

10 空冷式蒸気復水器

- (1) 形式 強制空冷式
(2) 数量 1組

11 復水タンク

- (1) 形式 [提案による]
(2) 数量 1基

12 純水装置

- (1) 形式 [提案による]
(2) 数量 1系列

13 純水タンク

- (1) 形式 [提案による]
(2) 数量 1基

14 純水移送ポンプ

- (1) 形式 [提案による]
(2) 数量 2基 (内1基予備)

15 廃液処理装置

第5節 排ガス処理設備

1 減温塔（必要に応じて）

- (1) 減温塔本体
ア 形式 水噴霧式
イ 数量 2基
(2) 噴射ノズル
ア 形式 2流体噴霧方式
イ 数量 [提案による]本/炉
(3) 噴射水ポンプ
ア 形式 [提案による]
イ 数量 [提案による]基 (内1基予備)

2 ろ過式集じん器（バグフィルタ）

- (1) 形式 ろ過式集じん器
(2) 数量 2基
(3) 排ガス温度（入口） []℃

3 HCl、SO_x 除去設備

- (1) 形式 [乾式法]
(2) 数量 2基
ア 反応装置 2基

イ 薬剤貯留装置 1基 (最大日使用量の7日分以上)

ウ 薬剤供給装置 2基

4 NOx 除去設備

(1) 形式 触媒脱硝方式

(2) 数量 2炉分

・ 薬剤貯留装置 最大日使用量の7日分以上

5 ダイオキシン類及び水銀除去設備 (必要に応じて)

(1) 形式 活性炭、活性コークス吹込方式

(2) 数量 2基

・ 薬剤貯留装置 最大日使用量の7日分以上

第6節 余熱利用設備

1 蒸気タービン発電設備

(1) 蒸気タービン

ア 形式 復水タービン

イ 数量 1基

(2) 減速装置

ア 形式 [提案による]

(3) 潤滑装置

ア 形式 強制潤滑方式

(4) グランドコンデンサ 1式

(5) 調速及び保安装置 1式

(6) タービンバイパス装置

2 発電機 (電気設備に含む)

3 場内冷暖房設備 (建築工事所掌)

4 給湯用温水設備 (建築工事所掌)

第7節 通風設備

1 押込送風機

(1) 形式 [提案による]

(2) 数量 2基

2 二次送風機 (必要に応じて)

(1) 形式 [提案による]

(2) 数量 2基

3 蒸気式空気予熱器

(1) 形式 ベアチューブ

(2) 数量 2基

4 風道

(1) 形式 鋼板溶接製

- (2) 数量 2 炉分

5 誘引送風機

- (1) 形式 [提案による]

- (2) 数量 2 基

6 排ガス循環用送風機（必要に応じて）

- (1) 形式 [提案による]

- (2) 数量 2 基

7 煙道

- (1) 形式 鋼板溶接製

- (2) 数量 2 炉分（各炉独立型）

8 白煙防止装置

- (1) 形式 蒸気式空気加熱型（ベアチューブ）

- (2) 数量 2 基

- ・ 煙突出口における白煙防止条件は、地上において気温 5℃、湿度 50%とする。

9 煙突

- (1) 形式 [建屋一体型]

- (2) 数量 1 基

- ・ 筒身数 2 基
- ・ 煙突高 59m
- ・ 材質 内筒 耐硫酸露点腐食鋼
ノズル SUS316L

第8節 灰出し設備

1 落じんコンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 [提案による]

- (2) 数量 2 基

2 主灰押出装置

- (1) 形式 半湿式または乾式

- (2) 数量 2 基

3 焼却主灰搬送コンベヤ

- (1) 形式 [提案による]

- (2) 数量 2 系列

4 焼却主灰ピット

- (1) 数量 1 基

5 主灰クレーン

- (1) 形式 天井走行クレーン

- (2) 数量 [提案による]基

6 飛灰搬送コンベヤ

- (1) 形式 [提案による]

- (2) 数量 2 系列

7 飛灰処理装置

- (1) 飛灰貯留槽

ア 数量 [提案による]基

- (2) 飛灰定量供給装置

ア 数量 [提案による]基

- (3) 混練機

ア 数量 2 基 (内 1 基予備)

- (4) 安定化薬剤添加装置

ア 形式 [提案による]

- (5) 飛灰処理物搬送コンベヤ (養生コンベヤ)

ア 形式 [提案による]

8 飛灰処理物貯留設備

- (1) 形式 [バンカ方式またはピット&クレーン方式]

- (2) 数量 2 系列分

・ 容量 [提案による] (全基あわせて 4 日分以上)

第 9 節 給水設備

1 共通事項

- (1) 本件施設の運転及び維持管理に必要なプラント用水及び生活用水については、上水を用いる。プラント用水及び生活用水の受水槽には、上水配管を接続させること。
- (2) 上水取合い点から本件施設までの給水配管を設置すること。
- (3) 災害時等において、上水の供給が遮断された場合に備えて、定常時はプラント用水を常に最大日使用量の 3 日分以上貯留できる設計及びシステム構成とすること。
- (4) 各水槽は用水の用途、設備構成に応じて兼用することも可能とする。
- (5) 使用水量をできる限り少なくするため支障のない限り循環利用すること。各種用水の貯蔵方式、水量については、提案による。
- (6) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障時自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (7) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設ける。
- (8) 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品一式を設け、系統、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにする。

2 所要水量

使用水量をできる限り少なくするため、支障のない限り循環使用し、水の有効利用を図るものとする。

3 水槽類仕様

- (1) 水槽類リスト

4 ポンプ類

- (1) ポンプ類リスト

- 5 機器冷却水冷却塔
- 6 機器冷却水薬注装置

第10節 排水処理設備

1 ごみピット排水

(1) ごみピット排水貯留槽

- ア 構造 [水密鉄筋コンクリート造] (内面防水、耐酸塗装)
- イ 数量 [1]基

(2) ごみピット排水移送ポンプ

- ア 形式 [カタ付水中ポンプ]
- イ 数量 [2]基 (内1基倉庫予備)

(3) ごみ汚水ろ過器

- ア 形式 [自動洗浄スクリーン形]
- イ 数量 [2]基 (内1基予備)

(4) ろ液貯留槽

- ア 形式 [提案による]
- イ 数量 [1]基

(5) ろ液噴霧ポンプ

- ア 形式 [提案による]
- イ 数量 [提案による]基 (内1基倉庫予備)

(6) ろ液噴霧ノズル

- ア 形式 [二流体噴霧方式]
- イ 数量 [2]炉分

2 生活系排水

生活系排水生活用水は合併浄化槽により放流可能な水質にした上で、調整池を經由して河川へ放流する。

3 プラント系排水

本件施設から発生するプラント系排水は場内で処理後、再利用（無放流）すること。

4 砂ろ過塔

第11節 電気設備

1 共通事項

2 電気方式

- (1) 受電電圧 [交流3相3線式、6.6kV、50Hz]
- (2) 受電方式 [1]回線受電方式
- (3) 発電電圧 [交流3相3線式、6.6kV、50Hz]
- (4) 配電電圧
- (5) 付属機器

3 構内引込設備

電力会社の配電線路に接続するために構内引込第1柱を設け、責任分界点となる次のものを計画する。

4 高圧受配変電設備(低圧配電盤、動力制御盤も同様)

(1) 高圧受電盤

ア 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形]
(JEM 1425 CW 形)

(2) 高圧配電盤

ア 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM1425CW 形)]

(3) 高圧変圧器

電気方式に応じ必要な変圧器を設置すること。

ア プラント動力変圧器

イ 建築動力変圧器

ウ 照明など用変圧器

(4) 高圧進相コンデンサ

5 電力監視設備

(1) 電力監視盤

ア 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形]
(オペレータコンソール方式も可とする)

6 低圧配電設備

(1) 低圧主幹盤

ア 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM-1265CX 形)]

7 高調波フィルタ盤

(1) 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM-1265CX 形)]

8 動力配電設備

(1) コントロールセンタ

ア 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形]
コントロールセンタ (C/C) (JEM-1195)

(2) 現場制御盤

ア 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形又は壁掛形]

(3) 現場操作盤

ア 形式 [壁掛形又はスタンド形]

9 タービン発電設備

受発電設備の運転方式は、通常運転は電力会社とタービン発電機の並列運転を行うものとし、余剰電力は電力会社へ送電する。なお、タービン発電機の休止時は全電力を電力会社からの買電で施設を運転する。

(1) 発電機

ア 形式 [三相交流同期発電機]

イ 数量 [1]基

(2) 励磁装置

ア形式 [回転電機子形整流器搭載交流発電機]
(ブラシレス励磁機)

イ数量 [1]基

(3) タービン発電機制御盤

ア形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形]

10 非常用発電設備

本設備は全停電時にプラントを安全に停止するために必要な機器及び全炉停止状態から1炉立ち上げ時に必要な電源、ごみの搬入に必要な電源並びに建築設備の保安動力、保安灯の電源を確保するためのものとする。

運転制御は自動及び手動制御とする。自動運転は買電及び蒸気タービン発電機の電圧消失を確認のうえ、非常用自家発電機を起動し、機開始動より40秒以内に発電機電圧を確立し、買電及び蒸気タービン発電機の遮断器を開路し、常用電源を非常用電源に切替確認後、非常用自家発電機用遮断器に投入するものとする。

(1) 原動機

ア形式 [ガスタービンまたはディーゼルエンジン]

イ数量 [1]基

- ・ 災害時に電気事業者からの電力供給が断たれた場合は、本装置により1炉を立ち上げた後、蒸気タービン発電機により自立運転を確立し、さらに1炉を立ち上げて処理を継続できること。

(2) 発電機

ア形式 [三相交流同期発電機]

イ数量 [1]基

- ・ 電気事業者からの電力供給が断たれた場合にも、ごみ処理を自立再開可能とするため、非常用発電機容量は、1炉を立ち上げるために必要な容量を確保すること。

(3) 非常用発電機制御盤

ア形式 [非常用発電機一体形又は鋼板製屋内閉鎖
垂直自立形]

イ数量 [1]面

11 無停電電源設備

本装置は、直流電源装置、交流電源装置からなり、全停電の際、万一非常用発電機が運転されなくても30分間は、直流電源及び交流電源を供給できる容量とする。

(1) 直流電源装置

(2) 交流無停電電源装置

12 電気配線工事

電線は以下ケーブルに該当するエコケーブルを優先して使用のこと。

第12節 計装設備

1 共通事項

- (1) 本設備は、中央制御室で集中管理ができるシステムとし、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図り、運転管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うこと。
- (2) 本設備の中核をなすコンピュータシステムは、危険分散のため主要（重要）部分は2重化システムとし、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。
- (3) 工場の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理に必要な運転データを作成するものとする。
- (4) 各機器の停止等、保安に係る操作については、コンピュータシステムが機能しない場合においても、可能とすること。

2 計装制御計画

- (1) 一般項目
- (2) 計装監視機能

3 計装機器

- (1) 一般計装センサー
- (2) 大気質測定機器
- (3) I T V装置

4 計装用空気圧縮機

- (1) 形式 [提案による]
- (2) 数量 2基（内1基予備）

5 制御装置（中央制御室）

- (1) 中央監視盤
 - ア 形式 [提案による]
 - イ 数量 [提案による]基
- (2) オペレーターズコンソール
 - ア 形式 コントロールデスク型
 - イ 数量 [提案による]基
- (3) ごみクレーン制御装置
 - ア 形式 [提案による]
 - イ 数量 [提案による]基
- (4) プロセスコントロールステーション
 - ア 形式 [提案による]
 - イ 数量 [提案による]基

6 データ処理装置

- (1) データログ
- (2) 出力機器
- (3) データ処理端末

7 ローカル制御系

- (1) ごみ計量機データ処理装置

第13節 雑設備

1 雑用空気圧縮機

- (1) 形式 [提案による]
- (2) 数量 [提案による]基

2 掃除用気吹装置

- (1) 形式 [提案による]
- (2) 数量 [提案による]

3 可搬式掃除装置

- (1) 形式 [業務用クリーナ]
- (2) 数量 [4基]

4 機械工具類

本件施設の運転管理に必要な工作機械類、作業工具類を納入すること。またそのリストを作成すること。

5 公害監視用データ表示盤

- (1) 形式 [自立型または壁掛型、屋外防水形]
- (2) 数量 [1]面

6 機器搬出設備

- (1) 形式 電動走行式ホイスト

7 エアーシャワー設備

- (1) 形式 [提案による]

8 炉内清掃用集じん装置

- (1) 形式 [提案による]
 - ・ 出口含じん量 0.01g/m³N以下

9 環境用集じん装置

- (1) 形式 [提案による]
 - ・ 出口含じん量 0.01g/m³N以下

10 作業環境用脱臭装置（必要に応じて）

- (1) 形式 [提案による]

11 説明用備品類

設備の概要を説明する調度品として、下記のものを納入すること。これらに加え、「第3章第2節6 見学・学習機能計画」に示す全ての機能に対応できる設備を納入すること。

- (1) 説明用プラントフローシート
 - ア 形式 [提案による]
 - イ 数量 1基
- (2) 説明用パンフレット
 - ア 数量 (必要部数は建設事業者と組合との協議による)

(3) 説明用映写ソフト

ア 主要項目

(ア) 録画内容 一般説明用（日本語、英語）、小学生用、建設記録

(4) 場内案内説明装置

ア 形式 [提案による]

第3章 土木建築工事仕様

本章では、施設の配置動線計画や、工場棟や管理棟等の建築物、必要な諸室、建築設備、外構工事などについてを示している。

以下では、組合で独自に規定した内容や特に重要な事項を中心に示している。

第1節 計画基本事項

1 計画概要

(1) 工事範囲

本件施設の工事範囲は、下記工事一式とする。

ア	建築工事	一式
イ	土木工事及び外構工事	一式
ウ	建築機械設備工事	一式
エ	建築電気設備工事	一式
オ	地中障害撤去(組合と協議のうえ撤去となった場合)	一式
カ	測量(必要に応じて実施)	一式
キ	地質調査(必要に応じて実施)	一式
ク	その他関連して必要な工事	一式

2 特記事項

本事業において特記すべき事項として、災害対策や周辺地域への配慮、見学・学習機能の充実について規定した。

- ・ 水害等の対策として工場棟、管理棟、計量棟及び周回道路等のプラントの運営に必要な機能を計画地盤高 TP=74m以上に建設することで、災害時の施設運営継続を図ること。
- ・ 計画地は「土砂災害特別警戒区域」に含まれるため、土砂災害の対策として、危険区域に該当する東側斜面からの土石流から施設を守ることができる高さや強度を有した擁壁の設置、若しくは建築物に必要な強度を持たせる等の対策を講じること。
- ・ 狩野川の対岸や建設中の天城北道路からの景観に配慮し、背景となる緑豊かな丘陵景観との調和を重視した外観デザイン及び外構の設けとすること。
- ・ 工場棟及び煙突は、南側の住宅や東側斜面の住宅からできるだけ離隔距離を確保する位置に計画すること。

3 施設配置計画

(1) 土地利用計画

全体配置計画の策定においては、立地条件や周辺道路からのアクセスを踏まえ、それぞれの建物が互いに連携して効率的に機能し、建築物、外構施設、周辺環境との調和が図られるように十分配慮した計画を行うこと。

ア 施設配置計画

事業実施区域に建設する施設は下表の整備方針に基づき計画すること。

表 3.1 施設配置における整備方針

施設名称	整備方針
工場棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺への圧迫感を軽減するため、建物形状、煙突の位置等外観、配置に配慮すること。特に、敷地南側・東側の住宅への圧迫感の軽減のため、工場棟及び煙突はできるだけ北側で、かつ敷地北側の農地への日影の影響を考慮した配置とすること。 ・ 日影の検討を行い、敷地北側の水田へと落ちる工場棟の影の影響が最小限にできるよう配慮すること。
管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理棟は、見学者の受入や組合職員の執務等を行うための管理棟は、利便性や居住性を確保するものとする。 ・ 管理棟は工場棟と合棟とすることも可とする。ただし、管理運営及び見学者の安全性・利便性を考慮し、工場棟と別棟とする場合は2階以上で連絡通路を設けること。
計量棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの搬入出時の計量受付を行うため、敷地への車両出入口及びプラットホームまでの搬入時と退出時の2度計量に配慮した配置とすること。 ・ 搬入出車両動線及び管理運営上の利便性を考慮し、管理棟及び工場棟と合棟とすることも可とする。 ・ 搬入搬出ともに計量機を通過する車線の他、計量機を通過しない車線をバイパスとして設けること。
洗車棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入車両等が洗車を行える洗車棟及び待機スペースを確保すること。 ・ 工場棟と合棟することも可とする。
資源ごみストックヤード用地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施区域内に本事業とは別に、資源ごみの持ち込みを受け入れるストックヤードの整備を検討している。そのためのスペース（200㎡程度）を見込むこと。 ・ 車両出入口から計量機までの、搬入道路から進入出できる位置に、資源ごみストックヤードを整備できる計画とすること。
燃料貯留槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施区域内の適切な箇所に設けること。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理棟や工場棟へのアクセスに配慮した計画とすること。 ・ 従業者用の駐車場は来館者用、組合職員用とは別途、周回道路沿いなどに設けることも可とする。
緩衝緑地帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に配慮し、敷地の周縁には緩衝緑地帯を設けること。 ・ 住宅が近接する敷地東側、南側は、できるだけ緩衝緑地帯を幅広く確保する計画とすること。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民が利用できる公園として、ベンチ、トイレ、水と親しむことのできる設備等を備えた公園を整備すること。
調整池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放流先の河川又は水路に有効かつ適切に排水を行うための雨水調整池を設置すること。

施設名称	整備方針
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 計画地は「土砂災害特別警戒区域」に含まれるため、土砂災害の対策として、危険区域に該当する東側斜面からの土石流に対し、防御できる高さや強度を有した擁壁等を設置すること。ただし、土砂災害時にも本施設の運営が可能なように建築物に必要な強度を持たせる場合は擁壁の設置は不要とする。
市道	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域内にある既存の市道2本を廃止し、事業実施区域南端に南側住宅及び狩野川までアクセスできる市道を整備すること。
付替用水路	<ul style="list-style-type: none"> 既存の2本の水路の機能を維持するための水路を整備すること。

イ 造成計画

造成計画の方針、配慮事項について主に以下のように規定した。

- 本計画地の一部は「狩野川水系狩野川浸水想定区域図」において0.5m未満及び0.5～1m未満の水深の浸水被害想定区域に指定されているため、基準地盤高さは、浸水被害想定区域に該当する最も高い標高（約73m）よりも1m以上高い74m以上に、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場等の主要施設を配置する計画とすること。
- 県道との高低差、切土・盛土による建設コストを考慮しつつ、建物高さを抑制した適切な地盤高さを設定することとする。
- 県道については、道路拡幅を行う計画があるため、造成計画に際しては、関係機関との協議し調整を図ること。

(2) 動線計画

事業実施区域への進入出動線、構内動線について、車両や歩行者の安全な通行ができるような要求事項について規定した。

ア 事業実施区域への進入出動線

- 車両出入口は、現況の住宅地の生活動線への影響を最小限にするため、県道沿いの敷地北側に設けることとする。ただし、駐車場への進入・退出は、市道から行えるように整備することも可とする。
- 歩行者が事業実施区域南側に整備する市道からアクセスできる動線を確保すること。

イ 構内動線

- 見学者や職員等、歩行者の安全を確保するため、搬入車両、搬出車両及びメンテナンス車両動線と歩行者動線は明確に分離した計画とすること。
- 搬入車両、搬出車両及びメンテナンス車両の動線として、工場棟の全周に、車両が1台停車していても通り抜けできる幅員の、時計回りの一方通行の周回道路を設けること。
- 車線幅員は3m以上とし、路肩はゆとりをもって適切に計画すること。
- 計量室周辺動線は、搬入用車線として、計量機を通過する車線1車線以上と計量機を通過しない車線1車線の計2車線以上を設け、搬出用車線として、計量機を通過する車線1車線と計量機を通過しない車線1車線の計2車線を設け、合計4車線以

上を設けること。

- ・ 「運営維持管理編 第3章 運転管理業務」に規定する受付・計量業務を踏まえた搬入出車両計画を行い、適切に待機スペースを確保し、計量待ちの混雑の発生しないよう搬入出ができるよう配慮すること。待機車両の列が事業実施区域内に収まらないような混雑時には、駐車場を一時退避スペースとして利用できるよう、搬入道路から駐車場に進入・退出ができるように計画すること。

第2節 建築工事

1 設計方針

(1) 一般事項

建築物等の計画において、施設の使いやすさ、安全性、省エネルギー化への配慮などについて規定した。

- ・ 建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適・安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- ・ 各施設の計画にあたっては、従業者の作業効率や見学者動線を考慮し、明快で安全性の高い計画とすること。
- ・ ユニバーサルデザインの原則に基づいた設計を行い、バリアフリー性能を確保した利便性の高い施設整備を行うこと。
- ・ 景観に配慮した施設形状・外観とし、事業実施区域全体で調和のとれたデザインとすること。

2 一般構造

屋根や床、外壁、内壁、建具、サインについて、悪臭の漏れない気密性や屋根や外壁の強度及び遮音性等の仕様について規定した。

- ・ 構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート造とすること。
- ・ 視覚障害者に対して、視覚障害者誘導用ブロック、音響音声案内装置、点字等による案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置する。

3 仕上げ計画

外部や内部の仕上げの仕様や配慮事項について規定している。

- ・ 立地条件・周辺環境に配慮した仕上げ計画とし、清潔感のあるものとし、工場全体の統一性を図ること。
- ・ 薬剤、油脂の取り扱い、水洗などそれぞれの作業に応じて必要な仕上げ計画を採用し、温度、湿度など環境の状況も十分考慮すること。また、床水洗する場所（プラットホームなど）、水の垂れる部屋、粉じんのある部屋の床は、防水施工とすること。
- ・ 屋外で露出する鉄骨は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、必要に応じて耐候性塗装を施すこと。

4 本件施設の外観

本件施設の外観における色彩やデザインについて規定した。

- ・ 施設を高さ、壁面の質、形状により分節し、周辺地域に圧迫感や閉塞感、不快感などの印象を与えない、親しみやすいシンプルなデザインとする。
- ・ 本件施設の色彩は、明度を上げ、彩度を落とすものとし、反射率も低く押さえる。

5 各施設計画

(1) 工場棟計画

ア 整備基本方針

工場棟の基本的な整備方針について、処理フローや点検整備作業への配慮や、見学に対する配慮、構造等の構造等について規定した。

- ・ ストーカ焼却炉その他の機器を収容する各室は処理フローの流れに沿って効率的に計画すること。
- ・ 従業者の日常点検作業の動線、補修、整備作業スペースを確保すること。
- ・ 各種機械設備及び各設備の操作室、見学者ルート、従業者の更衣・休憩等の諸室、その他必要な諸室は機能に応じて明確にゾーニングされた有効な配置とし、安全で快適な空間整備に配慮すること。

イ 諸室計画

工場棟に計画される主な諸室において、施設計画の観点からの運営・維持管理業務への配慮事項や諸室の仕様等について規定した。(詳細の規定内容は本体を参照)

諸室名称	仕様
プラットホーム	プラットホームについては、「第2章第2節2 プラットホーム」によるものとする。
ごみピット	ごみピットについては、「第2章第2節5 ごみピット」によるものとする。
炉室	炉室の1階にはメンテナンス車両(4t)が進入できるように有効幅員3m以上の直線の通路を確保すること。また、炉室などの床・天井には、機器類のメンテナンスに配慮して、必要箇所にエクシジョンハッチを設け、吊フック、電動ホイストを設置すること。 機器の放熱に対処するために、炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気または第2種機械換気が適切に行われるように計画するとともに、給排気口には防音対策を施すこと。また、炉室内の自然採光を十分に確保すること。 見学通路またはホールから炉室を見学できる防音、遮音、防臭対策を施した窓を設置する。
前室	炉室及び臭気発生室からの出入口部分には、粉じん及び臭気漏洩を完全に防止するために前室を設けること。特に、天井内部の配管の貫通部の処理に注意すること。
油圧装置室	作動油の交換作業が容易な位置とすること。 必要で十分な換気を行える構造とすること。

諸室名称	仕様
灰出し設備室	搬出時の粉じん対策を行うこと。 他の部屋とは隔壁により仕切り、気密性を確保する。特にコンベヤ等の壁貫通部の周囲は確実に密閉すること。
中央制御室	中央制御室は工場棟の管理中枢として、各主要設備と密接な携帯を保つ必要がある。特に炉本体、電気関係諸室とは異常時の対応を考慮し、距離的にも短く連絡される位置に配置すること。 中央制御室は主要な見学場所の一つであり、見学者への見せ方や動線、見学者スペース及び監視盤、パネル等の意匠性について十分考慮すること。 炉室に近接した位置に作業準備室を兼ねた前室を設けること。
電算機室 (データロガー室)	電算機室は、中央制御室に近接して設けること。 中央制御室若しくは電気室と同室とすることも可とする。
電気室	変圧器、配電盤等が設置されるため、雨水等の浸水の恐れのない位置に設置すること。 中央制御室からの保守・監視業務が円滑に行えるように、中央制御室に近接した位置に設置すること。
排ガス処理室	集じん機・有害ガス除去設備等が設置される排ガス処理室は、炉室と一体構造とし仕上げ・歩廊・換気・照明設備についても炉室との一体計画とすること。 メンテナンスホイストにより、必要な機材を車両荷台から直接高層階へ搬送できるスペースを確保すること。
ごみクレーン操作室	ごみピットに面し、ごみピット内及び周辺の状況が見通せる位置とすること。 中央制御室と一体とした配置も可とする。
焼却主灰ピット	焼却主灰ピットについては、「第2章第2節5 焼却主灰ピット」によるものとする。
灰クレーン操作室	焼却主灰ピットに面し、焼却主灰ピット内及び周辺の状況が見通せる位置とすること。
タービン発電機室	内部空間は、タービン及び発電機の点検・整備に必要なスペースを確保すること。また、天井走行クレーンを設けるために構造面にも配慮した計画とすること。 蒸気タービン及び発電機のメンテナンス用として大扉を設けること。また、分解点検に必要なスペースを確保すると共に、天井走行クレーンにより、搬出車両に直接積込可能な配置とすること。 見学者通路から発電機室の内部の状況を見通せるように、防音、遮音性のよい見学者用窓を設けること。
非常用発電機室	非常用発電機室は、タービン発電機室に近接または同室して設けること。

諸室名称	仕様
蒸気復水器ヤード	十分な高さを有する遮音壁を設け、復水器からの騒音を減じるために吸音材等による措置を講ずること。また、鳩等の進入防止のため防鳥対策を施すこと。
排水処理室・水槽	水張り検査を行い、結果を報告すること。
各種送風機室	誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機、その他騒音の発生する機器は、原則として専用室に収納し、防音対策及び防振対策を行うこと。
高圧受電室	6.6kVの受変電設備のための高圧受電室を整備すること。 電気室と同室とすることも可とするが、同室とした場合、電算機室（データロガー室）は同室としないこと。
見学者廊下	見学者動線及び見学者に対する説明スペースを工場棟内に設けること。 小学生の団体での見学を考慮し、ゆとりのある見学スペースや説明スペースを確保すること。
見学者用トイレ	バリアフリー性能に配慮し、男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレを適切に計画すること。
搬入者用トイレ	ごみ搬入者が利用できるトイレを外部から直接アクセスできるよう適宜計画すること。
従業者用トイレ	従業者用のトイレを適宜計画すること。
浴室	事業者の利用する浴室（シャワーブース）を男女別に設けること。
その他	薬剤受入場所を機器配置図及び動線計画図へ記載すること。また、薬剤補充車が他の車両の通行の妨げにならないよう計画すること。また、薬剤受入時の漏洩などに対応できる構造とすること。

(2) 管理棟計画

ア 整備基本方針

管理棟の基本的な整備方針について、動線計画やセキュリティ、室内環境への配慮等について規定した。

- ・ 管理棟は施設運営のための執務、見学者の受け入れのほか、地域住民の災害時の避難場所として利用できるものとする。
- ・ 見学者等の利用する諸室は焼却施設の運営に係る諸室や組合職員の執務空間、工場棟とは区分し、時間帯によって使用エリアを区分できるセキュリティーを設け、地域住民が安全かつ快適に利用できるものとする。
- ・ 管理棟内及び工場棟の見学スペースは、管理棟エントランスで履き替え、上足で利用するものとする。

イ 諸室計画

管理棟内に整備する諸室について仕様を規定した。		
諸室名称	規模 (対象人数)	用途
組合職員事務室	(7人)	組合職員が執務を行う室とする
会議室	40 m ² 以上 (15～20人)	組合職員の会議等に利用する災害時には周辺住民に開放し、避難スペースとして利用する。
更衣室	男女各1室 男女合わせて 15 m ² 以上 (7人)	組合職員の更衣室・休憩室として利用する。
休憩室・食堂	20 m ² 以上 (7人)	組合職員が休憩や食事等に利用する。
研修室	240 m ² 程度 (参考) (120人)	見学者の見学事前説明、講習、組合職員の会議等に利用する。 災害時は見学者、従業者及び地域住民の避難スペースとして利用する。
見学者ホール	(40人)	小学校の社会科見学、個人・団体の施設見学、行政が推進する環境施策に関する情報提供を行うことを目的とする。 情報提供及び見学・学習に必要な魅力的な展示を行う。
エントランスホール	—	見学者やその他来館者の受け入れ時、地域住民の研修室利用時のエントランス及びエントランスホールとして利用する。
組合職員通用口	(7人)	組合職員が通常の通勤及び退勤等の出入りに利用する。
給湯室	10～15 m ²	研修室での給仕に利用する給湯室として設ける。
トイレ	適宜	組合職員、見学者及び地域住民が兼用する。
書庫	50 m ² 以上	施設の維持管理・運営に必要な図書のほか、組合所有の書籍等を収蔵し、組合職員が管理する。
倉庫	20 m ² 程度	組合職員用の倉庫として利用する。
防災備蓄倉庫	15 m ² 程度 (参考) (160人)	災害時に利用する防災備蓄品を保管する。

(3) その他付属施設計画

その他の整備施設として計量棟及び洗車棟について規定した。

ア 計量棟

- 計量棟は管理棟及び工場棟と合棟とすることも可とする。ただし、安全かつ円滑な車両動線を踏まえた計画とすること。

- ・ ゴミ収集車及び直接搬入車によるごみ量と焼却残渣搬出車による焼却残渣量をそれぞれ計量する。これらの積載重量を正確に計量するために、搬入時と搬出時の2回計量できる計量設備及び動線を確認すること。
- ・ 計量室は事業者で管理するものとし、便所・給湯等適宜計画すること。

イ 洗車棟

- ・ 1台以上が洗車可能なスペースとすること。
- ・ 洗車棟には屋根、外壁等囲いを設け洗浄水の飛散、雨水の流入に配慮した計画とすること。
- ・ 収集車の足回り等を高圧洗浄するため、洗車棟内に手動洗車装置及び洗車排水設備を設けること。
- ・ 排水は事業実施区域内のプラント用水排水と同様に処理すること。

(4) 諸室関係図

事業実施区域内に設ける施設及び諸室整備の方針は下記の通りとする。

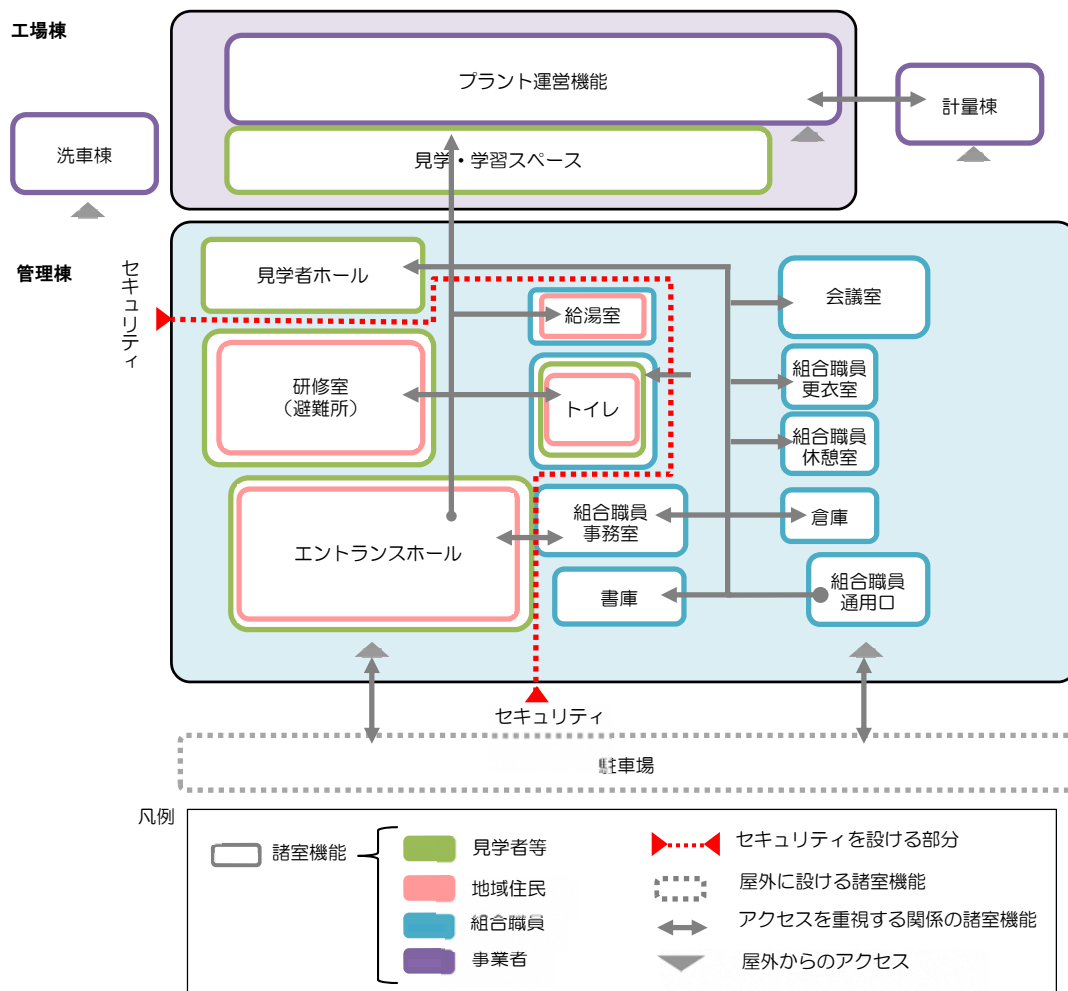


図 3.1 機能相関図

6 見学・学習機能計画

見学・学習機能の整備方針やユニバーサルデザインへの配慮等について規定した。

- ・ ごみ問題、リサイクルなど幅広く環境問題を学べるものとし、映像展示、実物展示、

体験型展示、IT を駆使した相互型展示（タッチパネルディスプレイ）など五感を使った展示内容を盛り込み、見学者が主体的に学び、楽しめる仕掛けづくりに配慮すること。

- ・ 表Ⅱ.3.5 に示す場所を見学できる見学ルートを形成すること。効果的かつ効率的な見学者動線の構成を踏まえ、直接視認して見学できない部分は ITV の利用も可とする。

表Ⅱ.3.5 見学対象設備等

見学対象	見学のポイント
研修室	・ 見学前に施設の概要やごみ焼却の仕組みを映像等を用いた講習を受ける。
見学者ホール	・ ごみ分別体験ゲームや焼却や発電の仕組みを学べる実物展示、パネル展示、タブレット等 IT 機器を用いて学ぶ。
プラットホーム	・ プラットホームの中での作業の様子、投入扉やごみを投入する仕組み、パッカー車を見学する。
ごみピット	・ 巨大なごみピットとクレーンで攪拌や焼却へ投入する様子を見学する。 ・ どれだけのごみが出ているのか実物を見ながら学ぶ。
ごみクレーン操作室	・ ごみクレーンを操作している様子を学ぶ。
中央制御室	・ 働いている人の様子を見学しながらや中央制御室の役割を学ぶ。 ・ モニターに映る炉内の様子などを見学する。
炉室	・ 炉室内の炉やボイラを見学しながら、焼却処理に必要な設備や仕組みを学ぶ。 ・ 広い炉室内が俯瞰して構成や仕組みを理解する。
タービン発電機室	・ タービンを見学しながら発電の仕組みを学ぶ。
復水器設備	・ 巨大な復水器を見学しながら発電の仕組みを学ぶ。

7 構造計画

構造計画における基本方針や構造計算に関する仕様や、基礎及び躯体についての仕様を規定した。

- ・ 地震対策について、本件施設（附属棟含むすべての建築物）は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に準拠するものとし、地震力に対し構造耐力上安全であり、大地震発生時に対して十分な耐力的余裕を確保すること。

表Ⅱ.3.6 耐震安全性の分類

	安全性の分類	耐震化の割り増し係数
構造体	Ⅱ類	1.25
非構造部材	A類	—
建築設備	乙類	—

- ・ 「土砂災害防止法令」及び「建築物構造関係技術基準解説書」を基に設計を行い、土砂災害に対する対策として、建築物への対策若しくは擁壁の設置等の対策を講ずること。
- ・ 土砂災害により、建築物の周囲への土石等の堆積による影響も考慮し、構造上、耐久上支障のないものとする。
- ・ 炉体鉄骨や復水器支持架台及び排ガス処理設備支持鉄骨の耐震計算は、架台柱の設置させる層のせん断力係数 C_i から設計用せん断力係数を定め、建築基準法に定め

る地震力を算定して設計すること。

- ・ 設計荷重においては、鉛直荷重、機械荷重（運転荷重を含む）、ピット積載荷重、水圧、土圧、クレーンによる荷重等を安全側の設計になるよう組み合わせて設計すること。なお、回転機器の静荷重は自重の1.5倍以上を見込むこと。
- ・ ごみクレーン支持架構レベルまでは、RCまたはSRC構造とすること。

8 建物内備品・什器

建物内備品・什器は「第3章第2節5(1)イ 諸室計画」を基本として、その他必要な備品は組合と協議すること。

第3節 土木工事及び外構工事

1 土木工事

敷地造成及び山留・掘削に係る設計、工事についての仕様、条件、配慮事項などを規定した。

- ・ 浸水対策を実施する範囲の計画地盤高はTP=74m以上とする。
- ・ 残土を場外処分する場合は、処分先、運搬方法等の詳細について、組合と協議し計画すること。

2 外構工事

構内道路工事、駐車場工事、構内雨水排水設備工事、植栽・芝張工事、門扉・囲障工事、構内照明工事、構内サイン工事、調整池工事、市道工事、付替水路工事、擁壁工事について仕様、条件、配慮事項などを規定した。

- ・ 駐車場は下記の通り整備すること。

表Ⅱ.3.7 駐車場計画

車種	必要台数	車室サイズ
・乗用車（事業者用）	事業者の必要な台数	-
・乗用車（来客用）	10台 (車いす用駐車場2台含む)	車室寸法：2.5m×5.0m以上 車いす用車室寸法 ：3.5m×5.0m以上
・乗用車（組合職員用）	7台	車室寸法：2.5m×5.0m以上
・大型バス	4台	車室寸法：4.0m×12.0m程度

- ・ 敷地の周辺部には景観に配慮した緑地帯を設けること。
- ・ 工場棟と周回道路の間には幅2m以上の緑地帯を設けること。
- ・ 事業実施区域の境界は全周に囲障を設け、出入り口にはすべて門扉を設けること。
- ・ 照明の設置に際しては、周辺への光害や夜間活動する鳥類の保全に配慮し、過剰な構内照明の設置を避け、照射しないよう遮光対策等に配慮した計画とすること。
- ・ 放流先の河川又は水路に有効かつ適切に排水を行うための雨水調整池を設置すること。
- ・ 計画地南端の狩野川より県道へアクセスできる市道を整備すること。
- ・ 付替水路については必要な排水断面の計算を実施し、付替ルート、放流先を組合との協議の上、検討すること。
- ・ 土砂災害の対策として、危険区域に該当する東側斜面からの土石流に対し、防御で

きる高さや強度を有した擁壁を設けること。

- ・ 建築物に必要な強度を持たせ、土砂災害時にも本施設の運営が継続可能とする場合は、擁壁を設けないことも可とする。

第4節 建築機械設備工事

1 基本的事項

建築機械設備計画においては、省エネルギー化等環境負荷低減に配慮した計画とすること。また、設備機器の清掃、点検、更新等容易なメンテナンス性に優れた計画とすること。

2 空気調和設備工事

空気調和設備の運転対象諸室や温度条件等について規定した。

- ・ 温度条件は次表に示すとおりとすること。

表Ⅱ.3.8 室内温度条件

	室内 乾球温度
夏季	26 ℃
冬季	22 ℃

3 換気設備工事

換気設備の計画における配慮事項や仕様等について規定した。

- ・ 換気設備は、合理的なゾーニングに基づいて、可能な限り系統分けを行い、実際の運転状態に合う省エネにも対応できるものとする。また、建築的に区画された壁を貫通してダクトを共用する場合は、運転を停止する時も、臭気等の拡散が起らないように考慮すること。
- ・ 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレスまたは塩ビコーティング鋼板製を使用すること。また、耐火区画の貫通部については、耐火性のダクトまたはサヤ管式を採用すること。

4 給排水設備工事

給水設備の計画における算定条件や排水設備の仕様等について規定した。

- ・ 給水水量は、見学者、組合職員として提示した人数及び提案による事業者職員数を基に設定すること。
- ・ 生活排水は、合併浄化槽により放流可能な水質にした上で河川へ放流する。

5 衛生設備工事

衛生設備の設置個所や仕様等について規定した。

- ・ 男女別及び多目的トイレを適切に計画すること。利用者数に対して適正な便器数を計画し、算定根拠を記載すること。

表Ⅱ.3.9 トイレ設置箇所

設置箇所		設置する仕様
管理棟	組合職員・見学者・地域住民兼用として1箇所以上	男子・女子・多目的トイレ

設置箇所		設置する仕様
計量棟	事業者用トイレ（計量室）	適宜
工場棟	事業者用トイレ 見学者用トイレ（必要に応じて見学ルート上に設けること）	適宜

6 消火設備工事

消防署と協議のうえ、消防法規、条例などを遵守した消火設備を設けること。

7 給湯設備工事

給湯設備の設置個所や仕様等について規定した。以下に組合で独自に規定した内容や特に重要な事項を示す。

- ・ 給湯室、浴室、トイレの手洗い他必要な箇所に給湯設備を設けること。

8 エレベーター設備工事

エレベーター設備の設置数や仕様等について規定した。

- ・ 管理棟には、組合職員、見学者、地域住民が兼用するもの（1基）を動線に配慮して設けること。工場棟の見学者動線上の昇降の必要な箇所には、見学者用のEVを従業者用とは別途設けること。

9 配管工事

配管仕様において参考とすべき材質を規定した。

第5節 建築電気設備工事

1 基本的事項

建築電気設備計画においては、省エネルギー化等環境負荷低減に配慮した計画とすること。また、設備機器の清掃、点検、更新等の容易な、メンテナンス性に優れた計画とすること。

2 動力設備工事

建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備などの建築設備の動力負荷及び電灯分電盤に対する電源設備で、動力制御盤及び電灯分電盤の設置ならびに電気室主幹盤より動力制御盤及び電灯分電盤までの工事を行うこと。

3 照明コンセント設備工事

照明設備及びコンセント設備の仕様や省エネルギー化等への配慮事項について規定した。

- ・ 照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。各室の照度は、用途に応じ十分なものとし、機器の運転管理上特に必要な箇所には局部照明装置を設けること。
- ・ 自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命で省エネルギー性能に優れた機器を採用すること。

4 その他電気設備工事

自動火災報知器設備工事、電話・通信設備工事、拡声放送設備工事、テレビ共聴設備工

事、避雷設備工事、インターホン設備工事、ITV 設備工事、警備設備工事、テレビ電波障害防除設備等について仕様を規定した。

- ・ 管理棟、工場棟、計量棟の必要箇所にビジネス電話を設置し、外線ならびに内線通話を行えるものとする。
- ・ 光通信及び構内 LAN ケーブルの設置に係る配管配線工事を行うこと。
- ・ 訪問者に対応するため、管理棟のエントランス及び組合職員通用口、工場棟の通用口にインターホン設備を設けること。
- ・ 防犯上の警備設備の設置が可能とするため電気配管工事(空配管工事)を行うこと。
- ・ 本施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生すると予想された場合は、事前の机上検討を行った上で、本工事にてテレビ電波障害対策を行うこと。

IV 要求水準書（運営・維持管理業務編）の概要

第1章 総 則

第1章では、運営・維持管理業務の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務などについては、明示していない事項であっても、事業者の責任において全て完備するものとしている。

第1節 事業概要

1 事業目的

- ・ 既存施設の老朽化による新たな施設整備が必要
- ・ 新ごみ処理施設を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質排出削減及び循環型社会形成の推進を図る。

第2節 運営・維持管理業務の基本事項

1 事業名

2 施設規模

3 事業実施場所

4 敷地

5 業務期間

- ・ 施設供用開始後約30年間使用する計画である。
- ・ 運営・維持管理業務期間：平成34年4月から平成54年3月まで（20年間）

6 業務実施区域

本件施設対象区域

7 運営事業者の業務範囲

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災等管理業務
- (5) 関連業務
- (6) 情報管理業務

要求水準書（設計・建設業務編）と同様

第3節 計画主要目

1 計画年間処理量

21,527 t / 年

2 計画ごみ質

設計・建設業務編 「第1章 第3節 2 計画ごみ質」と同様

3 ごみの搬入出

設計・建設業務編 「第1章 第3節 3 ごみの搬入出」と同様

4 余熱利用計画

設計・建設業務編 「第1章 第3節 5 余熱利用計画」と同様

5 公害防止基準

設計・建設業務編 「第1章 第4節 1 公害防止基準」と同様

6 処理生成物の基準

設計・建設業務編 「第1章 第3節 7 処理生成物の基準」と同様

7 敷地周辺設備

設計・建設業務編 「第1章 第2節 10 敷地周辺設備」と同様

8 本件施設の要求性能

要求水準書及び事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能。

第4節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

3 生活環境影響調査書の遵守

- ・ 生活環境影響調査書の内容を遵守すること。
- ・ 業務期間中、組合または運営事業者が自ら行う調査により調査、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

4 一般廃棄物処理実施計画の遵守

伊豆市及び伊豆の国市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5 官公署等の指導等への対応

- ・ 業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。
- ・ 法改正等に伴い本件施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6 官公署等申請への協力

- ・ 組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力すること。
- ・ 運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

7 官公署等への報告等

官公署等から本件施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、内容を組合に報告し、その指示に基づき、速やかに対応すること。

8 組合への報告

- ・ 組合が本件施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- ・ 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第4節 0 緊急時対応」に基づくこと。

9 組合の検査等への対応

運営事業者は、組合が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- ・ 労働安全衛生法等関係法令に基づき、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- ・ 安全衛生管理体制について組合に報告すること。(変更した場合も同様)
- ・ 職場における労働者の安全と健康を確保、快適な職場環境の形成を促進すること。
- ・ ダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。
- ・ 標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、作業行動の安全を図ること。

11 緊急時対応

- ・ 災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- ・ 緊急時における緊急対応マニュアルを作成し、必要に応じて見直し改定するなど改善を図らなければならない。
- ・ 運営事業者は、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- ・ 事故が発生した場合、直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。また、事故報告書を作成し、組合に提出すること。

12 急病等への対応

運営事業者は、本件施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。

13 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、運営事業者はその処理処分に協力すること。

14 保険への加入

運営事業者は本件施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。

15 地域振興

伊豆市及び伊豆の国市の住民に対する雇用促進のほか、伊豆市及び伊豆の国市の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

第5節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書(設計・建設業務編)
- (3) 本要求水準書

- (4) 事業提案書
- (5) その他組合の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

- ・ 本要求水準書で記載された事項を上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。
- ・ 本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本件施設を組合に引き渡すこと。組合は、本件施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- ・ 引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- ・ 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。
- ・ 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。
- ・ 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。
- ・ 事業期間終了時に、補修計画をそれまでの補修実績と比較し、計画の再策定後、その結果を組合へ報告すること。
- ・ 事業期間終了時に、長寿命化総合計画を再策定し、その結果を組合へ報告すること。
- ・ 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- ・ 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。
- ・ 平成50年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本件施設の取扱について、組合と協議を開始すること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。

第2節 有資格者の配置

- ・ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、現場総括責任者としての経験を有する技術者を運営開始後2年間以上配置すること。
- ・ ボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- ・ その他必要な有資格者を配置すること。

第3節 連絡体制

平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本件施設の運転管理

本件施設を適切に運転し、施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

- ・ 市民へのサービス等のレベルが既存ごみ焼却施設における同業務以上となるように対応すること。
- ・ ごみの計量は、原則、委託業者は1度計量（搬入時のみ）とし、その他は2度計量とすること。
- ・ 直接搬入者については、搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。許可業者については、月締めにより料金徴収を行う。
- ・ 直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。

2 計量データの管理

搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理するものとする。

3 案内・指示

直接搬入車両に対し、施設内ルートとごみの降ろし場所の案内・指示を行うこと。

4 ごみ処理手数料の徴収など

- ・ 運営事業者は、現金で支払いをする者から、組合が定める金額と方法でごみ処理手数料を徴収すること。
- ・ 料金後納の場合の伝票及び廃棄物の量を証明する伝票等の発行及び管理を行うこと。

5 受付

(1) 処理対象物の受付日及び受付時間は、原則として次のとおりとする。

- ・ 月曜日～金曜日の8:30～12:00 及び 13:00～16:30
- ・ 土曜日の8:30～12:00

- ・ 祝日の 8:30～12:00 及び 13:00～16:30
- ・ 年末年始等のごみ量が多い時期等で収集車が 16:30 に間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。

第 3 節 搬入管理

- ・ 処理棟のプラットフォーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示すること。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- ・ 直接搬入者と許可業者の荷降ろし時に適切な監視、指示を行うこと。
- ・ 展開による搬入物検査を月 2 回以上実施すること。実施にあたっては計画書を策定し、組合の承諾を得ること。
- ・ 監視で確認された処理不適物については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。

第 4 節 適正処理・適正運転

- ・ 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- ・ 運営事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第 5 節 運転管理体制

- ・ 運営事業者は、本件施設又を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- ・ 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第 6 節 用役の管理

- ・ 災害時等において、施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を常に最大日使用量の 3 日以上貯留している状態を保つように管理すること。
- ・ 災害時等において電力供給が途絶えた場合に備えて、2 炉立ち上げるために必要な量以上の燃料を常に保つように管理すること。

第 7 節 運転計画の作成

- ・ 計画処理量に基づく本件施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- ・ 年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- ・ 維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- ・ 年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第 8 節 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するととも

に、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第9節 処理生成物の処理等

運営事業者は、焼却主灰、飛灰処理物及び処理不適物を搬出する際に、車両への積み込み計量等の作業を実施する。

第10節 性能試験の実施

運営事業者は、要求水準書 設計・建設業務編 「第2章 第8節 1 引渡性能試験」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本件施設の維持管理業務

運営事業者は、本件施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本件施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

1 保守管理計画書の作成

- ・ 当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理計画書の報告

保守管理実施結果報告書を作成し組合へ報告すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本件施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、本件施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。

(1) 補修工事計画書の作成

- ・ 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書を作成すること。
- ・ 補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。

- ・ 補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 補修工事の実施
運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、補修工事を行うこと。
- (3) 補修工事実施の報告
運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。

2 更新工事

更新工事とは、本件施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

- (1) 更新工事計画書の作成
- ・ 運営事業者は、運営期間を通じた施設の更新工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
 - ・ 更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
 - ・ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 更新工事の実施
運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、更新工事を行うこと。
- (3) 更新工事実施の報告
運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。

3 保全工事

保全工事とは、本件施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

第4節 清掃

運営事業者は、清掃計画書を作成し、組合の承諾を得て、運営期間を通じ施設を常に清掃し、清潔に保つこと。また、清掃実施結果報告書を組合へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

運営事業者は、業務期間にわたる維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。また、必要に応じて維持管理マニュアルの改定をすること。

第6節 精密機能検査

- ・ 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- ・ 精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- ・ 運営事業者は、運営期間の開始前に長寿命化総合計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- ・ 長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、組合の承諾を得ること。

第5章 測定管理業務

第1節 本件施設の測定管理業務

- ・ 運営事業者は、施設の要求性能を発揮しながら、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。
- ・ 運営事業者は、生活環境影響調査書にて定める予測結果の検証、環境の保全のため、事後調査を実施すること。
- ・ 事後調査実施後も定期的に測定、監視し周辺環境への影響を軽減する対策をすること。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表「業務期間中の測定項目」に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

表 「業務期間中の測定項目」

区分	計測項目	計測最低頻度
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常時
排ガス	ばいじん	4回/年・炉
	塩化水素	4回/年・炉
	硫黄酸化物	4回/年・炉
	窒素酸化物	4回/年・炉
	ダイオキシン類	4回/年・炉
	一酸化炭素	4回/年・炉
	水銀	4回/年・炉
周辺大気	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）、塩化水素、ダイオキシン類、水銀[代表地点（1箇所）]	1回/年
土壌	ダイオキシン類（佐野区他周辺3区の4箇所）	1回/年
水質	ダイオキシン類及び生活排水の基準値 健康項目及び生活環境項目（放流先及び狩野川の2箇所）	1回/年
騒音	騒音レベル（デジベル）（敷地境界1箇所）	1回/年

区分	計測項目	計測最低頻度
振動	振動レベル（デシベル）（敷地境界1箇所）	1回/年
悪臭	臭気指数（敷地境界2箇所）	1回/年
焼却主灰	熱灼減量	1回/月
	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンの溶出量	2回/年
	ダイオキシン類含有量	2回/年
飛灰処理物	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンの溶出量	2回/年
	ダイオキシン類含有量	2回/年
作業環境基準	ダイオキシン類濃度	2回/年

※1 ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素の濃度については、毎日連続測定した数値の1時間平均値を計測し、常時、排ガス状況監視盤で測定値を公開する。

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

要監視基準：当該基準を上回った場合、計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。

停止基準：当該基準を上回った場合、施設を停止する基準である。

(2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、施設からの排ガスに関する環境計測項目の内、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、水銀とする。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表「排ガスの要監視基準及び停止基準」に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 「排ガスの要監視基準及び停止基準」

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/Nm ³]		1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本件施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]			50	
	硫酸化物 [ppm]			50	
	窒素酸化物 [ppm]			100	
	一酸化炭素 [ppm]		瞬時値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]		—	0.05	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N以下]		—	30	

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本件施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 作業完了後の運転データの確認（組合による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本件施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 停止レベルに至った原因の解明
- (2) 復旧計画の策定（組合による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 運転データの確認（組合による確認）
- (7) 地域住民等への報告、説明協力
- (8) 本件施設の使用再開

第4節 生活環境影響調査書の事後調査

運営事業者は、生活環境影響調査書にて定める予測結果の検証、環境の保全のための措置の確認などのために事後調査を実施すること。事後調査の項目、実施期間は生活環境影響調査書に示すものとする。

事後調査実施後も定期的に測定、監視し周辺環境への影響を軽減する対策をすること。

第6章 防災等管理業務

第1節 本件施設の防災等管理業務

運営事業者は、本件施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）の作成

運営事業者は、防火・防災管理体制の整備、訓練の実施方法、緊急時における人身の安全確保、二次災害の防止、施設の安全な停止、施設の復旧等を適切に実施するための手順を定めた防火・防災対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

防火・防災マニュアルは、必要に応じて改定すること

第4節 防火・防災管理体制の整備

運営事業者は、「消防法」（昭和23年法律第186号）等関係法令に基づき、本件施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。

運営事業者は、整備した防火・防災管理体制について組合に報告すること。

第5節 防火・防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防火・防災管理及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）に従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第7章 関連業務

第1節 本件施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本件施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 施設警備・防犯

- ・ 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- ・ 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。

第4節 見学者対応

- ・ 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。
- ・ 見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- ・ 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。

第5節 周辺住民対応

- ・ 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- ・ 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- ・ 運営事業者は、周辺農地等への光害の影響に配慮すること。
- ・ 運営事業者は、本件施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応すること。

第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

- ・ 運営事業者は、災害発生時に備えて什器備品等の納入、維持管理、更新を行うこと。詳細については組合と協議し決定すること。
- ・ 災害発生時には、備品等の搬出等について組合の指示に基づき対応すること。

第8章 情報管理業務

第1節 本件施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外にしないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について組合の承諾を得ること。また、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、組合の承諾を得ること。

- ① 安全衛生管理体制
- ② 防火・防災管理体制
- ③ 連絡体制
- ④ 施設警備・防犯体制
- ⑤ 運転管理体制
- ⑥ 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。また、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 維持管理マニュアル
- ③ 測定管理マニュアル
- ④ 防火・防災管理マニュアル（緊急時対応マニュアル）
- ⑤ その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- ・ 運営事業者は、本件施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、組合へ提出すること。
- ・ 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、組合に提出すること。

第5節 保守管理

運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第6節 補修工事

運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第7節 更新工事

運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第8節 保全工事

運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第9節 作業環境管理

運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第 10 節 清掃実施

運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第 11 節 測定管理

運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、組合へ提出すること。

第 12 節 防災等管理

運営事業者は、防火・防災管理計画書及び防火・防災管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第 13 節 関連業務実施

運営事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

第 14 節 生活環境影響調査の事後調査

運営事業者は、生活環境影響調査書にて定める予測結果の検証、環境の保全のための措置の確認などのために事後調査を実施し、報告書を組合へ提出すること。

第 15 節 施設情報管理

- ・ 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- ・ 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- ・ 運営事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、組合へ報告すること。
- ・ 運営事業者は、組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第 16 節 業務完了報告

運営事業者は、上記第 4 節から第 13 節の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した月間業務完了報告書を組合へ提出すること。

第 17 節 その他管理記録報告

- ・ 運営事業者は、年に 2 回、財務諸表を組合に提出すること。
- ・ 運営事業者は、本件施設の管理記録すべき項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。

